

丸亀市行政改革推進委員会について

地方自治法（抜粋）

（設置等）

第 138 条の 4 （略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

丸亀市附属機関設置条例（抜粋）

（設置等）

第 1 条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により本市に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

（委員の委嘱）

第 2 条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

（委員の身分）

第 3 条 前条第 1 項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

（委員の再任）

第 4 条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

（補欠委員の任期）

第 5 条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

(部会)

第8条 附属機関に必要な部会を置くことができる。

(特別委員等)

第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員(以下「特別委員等」という。)を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

別表(第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
市長	丸亀市行政改革推進委員会	行政改革推進に向けての調査、審議、建議及び答申に関する事務	16人以上	2年	(1)学識経験者 (2)公共的団体等の構成員 (3)公募により選任した者	半数以上	過半数	市長公室
(略)								

丸亀市附属機関会議公開条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、丸亀市自治基本条例（平成18年条例第5号）第18条の規定に基づき審議会等の会議を公開することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象とする会議）

第2条 この条例の対象とする会議は、実施機関（市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）の附属機関として設置する審議会等（以下「附属機関」という。）の会議とする。

（会議の公開の原則）

第3条 附属機関の会議は、これを公開する。

（不服申立て等に係る会議の非公開）

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あつせん及び調停に係る会議は、非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等（審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあつせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。この条において同じ。）を公開することができる。

(1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。

(2) あつせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

（非公開とすることができる会議）

第5条 第3条の規定にかかわらず、附属機関は、審議等の内容が丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）第7条に規定する非開示情報に該当するおそれがあると認めるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議開催の事前公表）

第6条 実施機関は、附属機関の会議の日時、場所等を少なくとも会議の日の1週間前までに公表しなければならない。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第7条 何人も公開された附属機関の会議を傍聴することができる。

（会議録）

第8条 附属機関の会議については、会議録を作成するものとする。

（会議録の写しの閲覧）

第9条 実施機関は、公開された附属機関の会議に係る会議録の写しを閲覧に供するものとする。

(審査会への諮問)

第 10 条 実施機関は、この条例による附属機関の会議の公開制度の運営に関する重要な事項については、丸亀市附属機関設置条例(平成 17 年条例第 19 号)に規定する丸亀市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(運用状況の公表)

第 11 条 実施機関は、毎年、附属機関の会議の公開制度の運用状況について、公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第 12 条 附属機関の会議の公開等について法令等に定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(その他)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

丸亀市附属機関会議公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、丸亀市附属機関会議公開条例(平成18年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 条例第6条の公表は、丸亀市情報公開条例施行規則(平成17年規則第16号)第22条に規定する情報公開コーナー(以下「情報公開コーナー」という。)及び丸亀市のホームページにおいて行うものとする。

(会議資料の提供)

第3条 附属機関は、会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料(丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)第7条に規定する非開示情報が記録されている部分を除く。)を提供するよう努めるものとする。

(傍聴の申出)

第4条 条例第7条の規定に基づき、公開される附属機関の会議を傍聴しようとする者は、事前に、氏名及び住所を附属機関の長(以下「会長」という。)に申し出なければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品を携帯している者
- (3) その他会長において傍聴することが不相当であると認めた者

(傍聴の制限)

第6条 会長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守るほか、会長の指示に従わなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語又は拍手をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子、襟巻、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 鉢巻き、腕章等の着用その他示威的行為をしないこと。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(会議の非公開による傍聴人の退場)

第9条 会長は、会議における審議等の内容が、条例第5条の規定により非公開とすることができる場合に該当するときは、傍聴人に対して退場を命じることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第10条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議録の作成及び公表)

第11条 条例第8条の規定により作成する会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) 発言をした者及びその要旨
- (5) 議決した事項
- (6) その他当該附属機関において必要と認める事項

2 前項の規定により作成した会議録のうち、条例第9条に規定する会議録の写しは、情報公開コーナー及び丸亀市のホームページにおいて公表するものとする。

3 前項に規定する会議録の写しは、原則として会議終了後1月以内に公表するものとする。

(運用状況の公表)

第12条 条例第11条の公表は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、情報公開コーナー及び丸亀市のホームページにおいて行うものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 傍聴状況

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。